

「嵐山町議会議員 政治倫理条例」

修正案を採択

議会議員は、政治的圧力をもって自己の利益を求めないのが基本です。しかし現実には自己の利益に走り、時には逮捕にまで発展することもあります。そのようなことにならないよう嵐山町の議会議員は、自己の研さんに励み、町民から信頼される議員となるため「嵐山町議会議員政治倫理条例」を6月議会において採択しました。

しかし本条例をめぐっては第7条と10条において、全会一致の議員の総意とならず意見の対立は最後まで埋まりませんでした。そのため秋葉臣穂議員（議会運営委員長）が、パブリックコメントと懇談会で寄せられた意見を入れた「条例案」を提出したのに対し、安藤欣男議員（政友会）は第7条と10条の修正を求め「修正案」を提出するという対立になりました。採決の結果、安藤議員提出の「修正案」が賛成多数で通り、可決となりました。条例施行日は、改

選後の任期開始日となる本年10月16日です。

なお、本条例を制定するにあたりパブリックコメントをもとめ、また懇談会も開催しました。これらにご意見を寄せていただいたみなさんに心から感謝を申し上げます。

秋葉議員の提案説明

「要旨」

第7条は本人及び配偶者、議員の直系の二親等以内、さらには本人の兄弟姉妹又は同居の親族は兼業報告をするというもので幅広くした。

第8条は議員及び親族等が取締役等に就いている場合、町が発注する工事等の契約を辞退するとした場合、町が影響を親族は受けられないようにした。

第9条1項は補助金団体の代表者を議員は辞退し、2項は補助金団体からの工事等の契約も透明性を確保するため辞退するようにした。

安藤議員の提案説明

「要旨」

倫理条例は禁止型ではなく契約型の条例にすべきだ。特に第7条と10条は禁止型になっている。兼業の禁止が自治法で定められているから、それ以上のものは必要ないし、兄弟とはいえ生計の異なる家庭まで規制することはよくない。

第9条の補助金団体だが、これは育成、発展しなければならぬものであり、議員が関わることは問題ないし、むしろ積極的に奉仕の精神を発揮し関わるべきだ。したがって辞退する必要はない。第10条は納税の報告だが、これは議長に報告するだけだから意味はない。したがってこれは削除すべきだ。

パブリックコメントと懇談会で寄せられた意見

パブリックコメント2件懇談会出席者7名のご発言をそのまま記します。Aさん 7、8、9条は必要だから更に精査して分かりやすくして下さい。Bさん 町民との懇談会を開設し、議員が真に町民の意志を町政に反映させるように求めます。Cさん 倫理条例を作る姿勢を評価し、更に高い水準の倫理的行動をとることを求めます。Dさん 「自ら研鑽を積み」をぜひお願いしたい。それなりの報酬を得ているのだから町民が納得するような見識と行動を求めます。Eさん 議員定数削減が当り前ということ、議員を信頼していないということにつながる。条例案を開示して町の人達に知らせ、条例をもとに議員活動をし、又町の人達も責任を果たすのは非常に良い事で立派な条例を期待します。

議員提出議案第9号

嵐山町議会政治倫理条例(案)に対する修正案

目次(略)

地方分権が進行する中で、嵐山町議会は、町民から信頼される議会を目指して、そのあり方を検討し、実際に多くの改革を執行してきた。

よって、ここに嵐山町議会は、政治倫理条例を発議する。

（兼業の報告義務）
第7条 議員は、議員となつたときに、議員本人及び配偶者又は同居の親族（以下「議員及び親族等」という。）が事業を営んでいる場合並びに次の各号のいずれかに該当する法人又はその他の団体（出資団体を除く。以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、

（組織等）
第12条 (略)
2 (略)
3 審査会の委員は、その配偶者又は同居の親族が議員になつたときは、委員を辞退するものとする。

（被請求議員の弁明等）
第17条 (略)
2 (略)
3 (略)
4 議長は、前項の規定による弁明書及び異議申立書の提出を受けたときは、第15条第4項の規定による公表と併せて当該弁明書及び異議申立書又はその概要を公表するものとする。ただし、同項ただし書の規定により審査結果の概要を公表しないときは、この限りではない。

（議会の措置）
第18条 議会は、第15条第1項の規定による報告又は勧告を尊重するとともに、当該被請求議員が政治倫理基準に違反したと認められるときは、町民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

（附則）
第19条 (略)
1 (略)
2 (略)
3 第14条の規定は、この条例の施行日前になされた議員の行為については、適用しない。

は、政治倫理を高め、活動することは当然の責務であり、誇りをもって町政を担い、説明責任を果たし、町民は、議員を信頼し、必要な場合に議員の活動について説明を求めることができる仕組みを創設することが必要である。

（町公共事業等契約に
第11条 審査会は、第14条第1項及び第2項の規

（町公共事業等契約に
第11条 審査会は、第14条第1項及び第2項の規

（町公共事業等契約に
第11条 審査会は、第14条第1項及び第2項の規

（町公共事業等契約に
第11条 審査会は、第14条第1項及び第2項の規

（町公共事業等契約に
第11条 審査会は、第14条第1項及び第2項の規